

公費負担の限度額について

(1) 選挙運動用自動車の使用

区分		公費負担の対象	公費負担の限度額	備考	
選挙運動用自動車の使用	1 一般乗用旅客自動車運送事業者との契約 (ハイヤー、タクシーの借上)	選挙運動用自動車として使用された各日の料金の合計額 (1日について1台に限る)	1日 64,500円×5日 = 322,500円	1の契約と2の契約は選択	
	2 1に掲げる契約以外の契約の場合	① 自動車の借入契約(レンタル、個人、会社等からの借上)	選挙運動用自動車として使用された各日の料金の合計額 (1日について1台に限る)		1日 16,100円×5日 = 80,500円
		② 燃料の供給契約	選挙運動用自動車に供給した燃料の代金		1日 7,700円×5日 = 38,500円
		③ 運転手の雇用契約	選挙運動用自動車の運転に従事した各日の報酬の合計額 (1日について1人に限る)		1日 12,500円×5日 = 62,500円

※ 一般乗用旅客自動車運送事業者との契約(ハイヤー、タクシーの借上)とは、道路運送法第3条第1項ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営とする者と燃料及び運転手込みで自動車を借り入れる契約方式をいいます。燃料代及び運転手雇用の公費負担制度を併用することはできません。

(2) 選挙運動用ビラの作成

公費負担の対象	作成単価の上限	作成枚数の上限	公費負担の限度額
(作成単価と①の少ない方の額) × (作成枚数と②の少ない方の枚数)	7円73銭 (1円未満の端数は切上げ)	町議会議員 1,600枚	12,368円
		町長 5,000枚	38,650円

(3) 選挙運動用ポスターの作成

公費負担額	作成単価の上限	作成枚数の上限	公費負担の限度額
(作成単価と①の少ない方の額) × (作成枚数と②の少ない方の枚数)	(541円31銭×153枚+316,250円)÷153か所 = 2,609円	153枚	399,177円